

平成 20 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 斎藤 正敏
(コード 8704 大証ヘラクレス)
問合せ先 常務取締役 新妻 正幸
(TEL 03-5114-0344 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 9 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 24 日開催予定の第 9 回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更に関する議案を上程することを決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 19 年 9 月 30 日付、金融商品取引法が完全施行されたことに伴い、事業目的を変更し
ず(第 2 条)。根拠法や用語を改める他、金融商品取引業の範囲に含まれた事項(投資顧問
業、投資一任契約に係る業務、指標に係る変動等)を利用する取引、天候等に係るデリバティ
ブ取引その他)を削除し、統合します。
- (2) 当社「株式取扱規程」において規定していた株主の権利行使方法を、定款に定めます(新第
9 条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 条(省略)	第 1 条(現行どおり)
第 2 条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>証券取引法に規定する証券業(有価証券の 引受、募集売出、取次ぎ、媒介及び売買に 係る一切の業務を指す。本条において、以 下同じ。)</u> (2) 証券取引法に規定する証券業に付随する 業務(有価証券の保護預かり、口座振替機 関として行う振替、信用取引に付随する金 銭の貸付その他の業務を指す。) (3) 外国為替取引(スワップ取引、オプション 取引等を含む。本条において、以下同じ。) 並びにその媒介、取次ぎ及び代理 (新設) (新設)	第 2 条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>金融商品取引法に規定する金融商品取引 業(第一種金融商品取引業、投資助言・代 理業、投資運用業、有価証券等管理業務そ の他の業務を指す。以下同じ。)</u> (2) 金融商品取引法に規定する金融商品取引 業に付随する業務(有価証券の保護預か り、口座振替機関として行う振替、信用取 引に付随する金銭の貸付その他の業務を 指す。) (3) 外国為替取引及び金融先物取引、並びにそ の媒介、取次ぎ及び代理 (4) <u>金融商品取引法に規定する金融商品仲介 業</u> (5) <u>金融商品取引システム及び外国為替取引 システムの開発、販売、運営及び保守、並</u>

<p>(新設)</p> <p>(4) <u>金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引</u></p> <p>(5) <u>金融先物取引法に規定する金融先物取引、並びに、その媒介、取次ぎ及び代理</u></p> <p>(6~10) (省略)</p> <p>(11) <u>天候デリバティブ、商品デリバティブ、その他これに類似する差金によって決済するデリバティブ取引</u></p> <p>(12) <u>証券会社登録、投資顧問業者登録、金融先物取引業者登録その他の手続の支援、並びにこれらの取引に係る事業の立上げ支援</u></p> <p>(13) (省略)</p> <p>(14) <u>投資顧問業</u></p> <p>(15) <u>投資一任契約に係る業務</u></p> <p>(16) <u>金融に関するシステム(ハードウェア、ソフトウェア、その他名称の如何を問わず、一定の目的を達成するために作成されるプログラム及びプログラムを備えた媒体を指す。以下、同じ。)の開発及び保守</u></p> <p>(17) <u>金融に関するシステムの運用代行</u></p> <p>(18) <u>外国為替取引システムの開発、販売及び保守</u></p> <p>(19) <u>証券取引システムの開発、販売及び保守</u></p> <p>(20) <u>システムの導入に関するコンサルティング</u></p> <p>(21~22) (省略)</p> <p>(23) <u>証券取引法に規定する証券仲介業</u></p> <p>(24~27) (省略)</p> <p>2.(省略)</p> <p>第3条~第8条(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第9条~第47条(省略)</p>	<p><u>びに導入支援</u></p> <p>(6) <u>金融商品取引業者登録その他の手続の支援、並びにこれらの取引に係る事業の立上げ支援</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(7~11) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(13~14) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(15~18) (現行どおり)</p> <p>2.(現行どおり)</p> <p>第3条~第8条(現行どおり)</p> <p>第9条(株主の権利行使方法)</p> <p><u>株主(実質株主を含む。)が権利行使する場合、当会社が定める場合を除いて、書面によらなければならない。</u></p> <p>2. <u>株主の提出による議案に関する以下の事項について、400字を超える場合には、株主総会参考書類にその概要を記載するものとする。</u></p> <p>(1) <u>提案の理由</u></p> <p>(2) <u>取締役、会計参与、監査役及び会計監査人の選任に関する事項</u></p> <p>第10条~第48条(現行どおり)</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 24 日

以上